小・中学校　警報等の発表時における安全確保について

（令和８年６月版）

四日市市教育委員会

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。各学校における対応についてはこの基準を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、レベル５大雨特別警報、レベル４大雨危険警報、洪水警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等、南海トラフ臨時情報及び熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」です。

１　暴風警報・暴風雪警報、大雪警報、レベル４大雨危険警報、に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時　刻	対　　応	時　刻	対　　応
７：００まで	自宅待機 （注１）	７：００まで	通常通り登校（注２） 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる（注３）
登　校　後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる （注４）	７：００を経過	臨時休校

（注１）自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない児童生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から当該保護者に依頼しておきます。

（注２）登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、校長の裁量で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとることができます。この場合は「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会にその旨連絡をします。

（注３）大雪警報発表時の対応について

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、各学校の判断で臨時休校等の措置をとります。

その際、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて２０センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

＊　四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は１２時間の予想降雪量が２０センチメートルに達するときなどに発表されます。

（注４）学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

【暴風警報・暴風雪警報・大雪警報、レベル４大雨危険警報の場合】

①　通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨及び雪の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。

②　拠点的に通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全についての情報提供を求めます。

③　必要と判断される時は、教職員が引率し、拠点まで保護者の出迎えを求めて引継の措置をとる。特に小学校低学年児童や支援を要する児童生徒については配慮します。

④　保護者への引き渡しを行う場合は、平素より出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。

⑤　通学に公共交通機関を利用している学校については、運行状況を的確に把握します。

上記のような点をふまえ、帰宅、学校待機、避難のうち、状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合は、地域的差異や学校のおかれている諸条件からみて、各校の判断で発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も、「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報等の発表が予想される前日より、市教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を小中学校に連絡する場合があります。学校は、下校時までに児童生徒に直接連絡をします。

２　特別警報（レベル５大雨・暴風・レベル５高潮・レベル５河川氾濫・レベル５土砂災害・波浪・暴風雪・大雪）、大津波警報、津波警報、震度５強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
時刻	対　　応
登校前	臨時休校 　津波・レベル５高潮・レベル５河川氾濫・レベル５土砂災害・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各校の判断に委ねる ○　登校はせず、市災害対策本部等、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる） （具体的には） ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登校後	学校待機 ○　児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（注５） ＊　保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上、出迎えの保護者に引き渡す。

※　特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、校長の裁量で臨時休校の措置をとります。この場合は、教育委員会にその旨を連絡します。

　登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。

（注５）

【震度５強以上の地震発生の場合】

　ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機の措置をとり保護します。その後、市災害対策本部等、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※　特別警報の創設による地震初動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が５弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度６弱以上」となっています。

前項の対応は震度５強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

①　児童生徒を安全性の高い場所（校舎の３階など）に移動させ、安全を確保します。

②　市災害対策本部から新しい指示がある場合は、教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム(Home&School)「文書連絡機能」等でその対応について連絡します。

③　児童生徒の下校については、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり、保護することを原則とします。また、津波（大津波）警報発表時には、津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行いません。引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

〈四日市市が発表している津波避難マップにより、津波浸水の可能性のある地区〉

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※ 津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応する

【津波注意報の場合】

①　臨時休校とはなりません。

②　沿岸部等で課題活動を実施している場合には、海岸近くから離れる等、安全を確保してください。

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、津波注意報に変更された場合】

①　教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム（Home&School)」「文書連絡機能」等で、各学校に連絡をします。

②　下校時刻になり、児童生徒を下校させる際は、「１　暴風警報・暴風雪警報・大雪警報に対する対応」の場合に準じます。

３　大雨や洪水などの気象に関する警報、記録的短時間大雨情報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応(「１」「２」以外)

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により上記１、２に準拠して児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず教育委員会との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

レベル４危険警報（レベル４大雨危険警報は除く）が発令された場合、特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。

各種注意報等についても、校長は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。措置の結果については、「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会へ報告をします。

※　別途対応が必要な場合はそれぞれの対応マニュアル等を参照のこと

《例》光化学スモッグ予報（注意報・警報・重大警報）→「三重県大気汚染緊急時対策」

微小粒子状物質（ＰＭ2.5）注意喚起情報（防災みえ．ｊｐメール配信）

中学校「レベル３大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

（令和２年１０月 通知）

１　週休日及び休日

午前７時の時点で「レベル３大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。なお、活動中に「レベル３大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとることとする。

２　朝練習

午前６時の時点で「レベル３大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「レベル３大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図ることとする。

各学校における対応については、この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺、通学路の状況を把握しながら対応を決定します。

「記録的短時間大雨情報」発表時における対応について

気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の猛烈な大雨を観測・解析した際に発表する情報です。

三重県では、大雨警報発表中に１２０mm/h 以上の雨が降り、かつ、キキクル（土砂災害危険度分布）の「紫色（危険）」「黒色（危険切迫）」が出現している場合に発表されます。

※キキクル（危険度分布）：気象庁　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

発表された場合	
状　況	各　学　校　に　お　け　る　対　応
登校前	**７：００の段階で発表された場合は、自宅待機とする。** 〇学校は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報をもとに、その後の対応について必要な処置をとります。 （例）　・通学路等の安全を確認し、登校させる。 ・始業時間を繰り下げる。 ・臨時休校とする　　等
登校後	**学校待機** 〇児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとります。（注６） 〇その後の対応については、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報をもとに、教職員で通学路や周辺状況等を確認します。下校が可能と判断した場合は、保護者への引き渡し、もしくは集団下校させます。

学校はその都度の対応を、四日市市学校保護者連絡システムにて保護者に通知します。

（注６）避難誘導について

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のための必要な処置をとります。

４　熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表時における対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合 ※前日の１４時頃に発表されます。
臨時休校（四日市市内全公立小中学校） ※臨時休校をお知らせする通知は本市教育委員会より四日市市学校保護者連絡システム(Home&School)にて行います。

≪熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表の流れ≫

例　三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注 1〕において、７月９日の最高暑さ指数（WBGT 値）〔注 2〕が３５に達すると予想される場合

●７月８日の１４時頃：環境省から発表

→『７月９日　熱中症特別警戒アラート　』

※四日市市学校保護者連絡システム(Home&School)にて臨時休校を通知します。

↓

●７月９日：**臨時休校（市内全公立小中学校）**

※熱中症特別警戒アラートは一日中（０：００～２３：５９まで）継続されます。途中で解除されることはありません。

※〔注 1〕県内に 12 か所設置されている。〔注 2〕気温とは異なる。湿度、気温、周辺の熱環境の 3 つを取入れた指標。

【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない児童生徒や冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いする、避難施設を紹介する等、平素から当該保護者に依頼しておきます。

【参考】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の開放について

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのぐ場所として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。(下記 URL･QR コードより閲覧できます)

【四日市市ホームページ】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について」

https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html

５　伊勢・三河湾に、津波注意報が発表された場合の対応

市教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム（Home&School）」「文書連絡機能」で、各学校に連絡をしますので、それらを参考に児童生徒の安全を確保します。

６　弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にＪアラート等を通じて緊急情報発信があった場合】

① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

「四日市市学校保護者連絡システム（Home&School）」等による保護者への連絡を行うことが困難であることから、事前に保護者等へ「自宅待機」の措置をとることの周知徹底を図ります。また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「四日市市学校保護者連絡システム（Home&School）」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全確保に努め、授業実施に向けた対応を速やかに行います。

②在校中に緊急情報が発信された場合は、児童生徒に迅速な避難行動（近くの建物に避難する、地面に伏せて頭部を守るなど）を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報の収集に努めます。

今後、予測される状況に応じて児童生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。児童生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。措置の結果については、教育委員会へ報告をします。

① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。

② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

７　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

調査の結果によって、下記の（１）～（３）の対応を取ります。

⇩

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

市内全ての公立小学校・中学校を１週間臨時休校とします。

・この期間中は、学校を避難所として開設します。（浸水想定区域の学校を除く）原則、１週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行うことも想定しておきます。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

・平常の学校活動を継続します。